

公 告

次の通り、企画競争について公告します。

令和3年7月19日

全国健康保険協会理事長 安藤 伸樹

1 企画競争に付する事項

外部有識者を活用した委託研究の調達

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること
- (2) 次の事項に該当する者は、企画競争に参加させないことがある。
 - ①資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - ②経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあっては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (7) その他公募要領及び委託研究契約事務処理説明書に記載する資格を満たすものであること。

3 契約候補者の選定

「企画競争説明書」に基づき提出された研究提案書等について評価を行い、本事業の趣旨に合致し、かつ評価の高い企画書等を提出したものを選定し、契約候補者とする。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日 時 令和3年7月19日から令和3年10月21日 17時00分まで
- (2) 場 所 東京都新宿区四谷1-6-1 YOTSUYA TOWER6階
全国健康保険協会本部 経理グループ（担当）木下
電話 03-6680-8199
※来所が困難な場合は、別添FAXで依頼すること。

5 企画競争説明書等に関する質問の受付

- (1) 受付先 〒160-8507 東京都新宿区四谷 1-6-1 YOTSUYA TOWER 6 階
全国健康保険協会本部 研究室 (担当) 井原、馬場、木下
電話 03-6680-8476 FAX 03-6680-8899
- (2) 受付期間 令和 3 年 10 月 21 日 17 時 00 分まで
- (3) 回答 質問は原則 FAX で受け付ける。
質問者へ回答後、研究提案書等提出期限までに全国健康保険協会本部掲示板に掲示する。

6 研究提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和 3 年 10 月 22 日 12 時 00 分まで
- (2) 提出先 5 (1) と同じ
- (3) 提出方法 郵送または直接持参とする

7 研究課題の概要及び採択件数

- (1) 研究課題
 - ① 協会指定のテーマ
 - i. 支部単位保険料率の背景にある医療費の地域差の要因に関する研究
 - ii. 健康度の地域差の背景にある生活習慣等についての研究
 - ② 医療費分析分野及び保健事業においての自由提案型研究
- (2) 採択件数
公募要領に基づく評価を行い、高評価の原則 3 件、最大 5 件とする。

8 評価の実施

本事業における研究課題の採択に当たっては、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の配分の意思決定を行うため、外部の有識者等の中から協会理事長が指名する有識者による事前評価（審査）を実施する。当該外部評価者による評価結果を踏まえ、協会内に役職員からなる評価委員会を設け、公募要領に基づき提出された研究提案書等について評価を行う。

- (1) 書面審査等実施期間 令和 3 年 10 月下旬～令和 3 年 12 月下旬（予定）
- (2) 採択可否の通知 令和 4 年 1 月頃（予定）

8 研究提案書等の無効

公募要領等に示した参加資格を満たさない者、その他の参加の条件に違反した者の研究提案書等は無効とする。

9 その他

詳細は、「企画競争説明書」による。

【参考】全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることのできない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
 - 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

別添

企画競争説明書送付依頼書

(外部有識者を活用した委託研究の調達)

標記案件に係る企画競争説明書を以下の

メールアドレス 住所 にお送りください。

(ご希望の送付方法に○をしてください。)

【送付先】

法人名又は商号（必須）：_____

担当者名（必須）：_____

郵便番号：_____

住所：_____

メールアドレス：_____ @ _____

電話番号（必須）：_____ FAX番号：_____

依頼先

全国健康保険協会本部 経理グループ 契約担当者宛

FAX:03-6680-8898